○ 届出又は許可(変更・廃止・休止・再開届)

区分	事由	様式
変更届	事業所の名称や運営規程等が変更となった場合	変更届出書
変更許可申請 (老健施設・介護医療 院のみ)	施設の構造概要、平面図、運営規程(従業者の職種、員数等に 限る)等を変更しようとする場合	変更許可申請書
廃止・休止届	事業所を廃止、休止する場合	廃止・休止届出書
再開届	事業を再開する場合	再開届出書

注1 変更・廃止・休止・再開届は、<u>事業ごと</u>に提出してください。ただし、介護と介護予防事業を一体的に運営している事業所で、介護と介護予防事業の内容を同時に変更等を行なう場合は、届出書をまとめて提出してください。(例:訪問看護と介護予防訪問看護事業を一体的に運営している事業所が変更届を提出する場合は、サービス種類に「訪問看護」と「介護予防訪問看護」と記載し、変更届は1枚にまとめて提出してください。)

注2 変更届及び再開届は、事由が生じてから<u>10日以内</u>に届出を行なうこととされていますが、適正な事業 運営を確保する観点から、不明な点があれば、事前に担当窓口に相談してください。

注3 廃止・休止届は、廃止・休止予定年月日の<u>1ヵ月前</u>に届出を行なってください。

注4 変更許可申請は、変更予定年月日の<u>1ヵ月~2週間を目途として事前に提出してください。</u>(変更許可申請の対象は、当該事業に限るもので、みなし指定の(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所療養介護に係るものは含みません。)

注5 人員基準において介護支援専門員の配置が義務付けられている事業所(施設を含む)は、届け出ている介護支援専門員が介護支援専門員証の有効期間を更新した場合は、速やかにFAX等で更新後の介護支援専門員証の写しを提出してください。

○変更届が必要な場合

介護保険法では、指定した事業所、施設の名称及び所在地が変更になった場合など、介護保険施行規則で定める事項に変更があった場合は、その旨を下関市に10日以内に届け出る必要があります。どのような場合に変更届出が必要になるかについては、サービス種別によって異なりますので注意してください。

注1 変更届が必要な事由の概要は、「変更届出書の提出が必要なサービス別項目一覧」を参照してください。